

第8回鳥取地方裁判所委員会及び第8回鳥取
家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

1 開催日時

平成19年2月26日（月）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

鳥取地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

柏木徹（家裁委員），古賀輝郎（地裁委員），眞田亮子（家裁委員），高取憲一郎（家裁委員），野口勝久（地・家裁委員），福田仁志（地裁委員），藤岡正義（地裁委員），前坂光雄（地・家裁委員），松尾昭彦（家裁委員），松田佳久（地裁委員），三田三香子（地・家裁委員），村上一枝（地裁委員），森中栄（地裁委員），安田寿朗（地・家裁委員），吉岡通子（家裁委員）

（事務担当者等）

地裁：妹尾事務局長，永井民事首席書記官，藤原刑事首席書記官

家裁：池田事務局長，太田首席家裁調査官，岡部首席書記官，渡辺総務課長，
石川総務課課長補佐（書記），中垣総務課庶務係長

4 議題

- (1) 委員長選出
- (2) これまでの委員会では出された提案，意見に対する取組状況について
- (3) 今回のテーマ「裁判所の広報の在り方」について
- (4) 次回の開催について
- (5) その他

5 議事

- (1) 各委員の紹介
- (2) 委員長選出

地裁委員会及び家裁委員会の委員長に前坂委員を選出

(3) これまでの委員会で出された提案，意見に対する取組状況について

裁判所制度広報に関する提案，市民が利用しやすい裁判所づくりに関する意見に対する取組状況について，妹尾地裁事務局長が報告した。

その後，裁判官委員を除く委員が，前回委員会での提案を踏まえてレイアウト変更をした家事受付を見学した。

(4) 今回のテーマ「裁判所の広報の在り方」について

最初に，渡辺家裁総務課長から，裁判所の一般広報の現状について報告した。

その後，前回委員会で出された広報についての意見等を中心に，渡辺家裁総務課長から現状等を説明したうえで，テーマについて意見交換を行った（発言要旨等は別紙のとおり）。

(5) 次回の開催について

ア テーマは，「ホームページの内容について」及び「調停手続について」とする。

イ 地家裁合同で開催する。

ウ 開催日時は，平成19年9月28日（金）午後1時30分とする。

(6) その他

ア 議事概要の確定方法について定めた。

イ 委員会終了後，裁判員裁判用法廷（32号法廷）の見学を行った。

以 上

(別紙)

テーマに関する発言要旨等

(: 委員, : 委員長)

新聞やテレビ等で、裁判所の諸々の手続について取り上げていただければとは思いますが、もう少し興味を持ってもらえるようなものでないと難しいのではないかと思います。他の裁判所の例では、裁判官や書記官が、経験談を含めた随筆のようなものを掲載したというのがある。

随筆のようなものでなくても、ある程度みんなのためになるものであれば、新日本海新聞社へ話をされてみてはどうかと思う。

新聞社のほうでも以前から話をしていて、そういう連載物を考えてみてはと提案はしているが、まだ裁判所の方が社のほうに来られていない。長い難しいものでなくても、新聞では読者との双方向性も図れるので、裁判員制度、裁判所自体、新しい制度についての質問に短い文章で答えるようなものであれば、それほど難しく考えなくても、一度来てもらえば話は進むのではないかと思います。社のほうも前向きに検討したいと言っている。

コラムを作るのはそんなに難しくないのではないか。例えば、「上手な裁判所活用方法Q & A」とか、「裁判所に期待する市民のメッセージ欄」とか、「私たちの裁判所」「私たちの裁判」とか、そういうものならイメージしやすいので、小さいスペースでも埋めていけば、かなりの情報を市民に伝えることができると思う。問題は、裁判所だけで行うかどうかということだが、例えば、法曹三者が協力して輪番で書くとか、「市民のメッセージ」であれば、ここに参加されている委員の方に1回ずつ書いていただければ、毎月1回としても1年分くらいは埋まる。難しいものでもなくても、今思っていることを書けばいいし、そうすれば楽しくユニークなものになり、新聞社も喜ぶと思う。特定の新聞社だけに

というのはどうかと思うので、全新聞社にお願いして、企画が合致するところと提携するとか、一年を何分割かして、この時期はこの新聞社に依頼する、というのもよいかもしれない。具体的にこうした事務を司る事務担当を決めてもらえればよいと思う。弁護士会も担当者を出すし、検察庁にも出してもらえれば、そこで根回しをして、委員の中で有志を募って、緩やかな小委員会みたいなものを作ってやれば、おもしろいのではないかと思う。

委員が書くとすれば、例えば「私と裁判所」とかというテーマで、書くことは何でもよいと思う。ここにいる委員は皆立場が違うので、裁判所に対する期待度も違う。それぞれ立場が違っていると、目の付け所も違うと思うので、おもしろいかもしれない。

県の広報誌に法廷用語解説を掲載してもらっているが、中身として、記事の量が担保できるような態勢をとっていただきたい。そういう具体的な働きかけを、鳥取市、倉吉市、米子市、境港市にも行ってはどうか。裁判所独自で記事がなかなか埋まらないようであれば、弁護士会も協力をする。

地家裁委員会は裁判所に諮問する機関なので、委員会の総意として、新聞社と協力して、コラム欄の掲載依頼をしていく、ということを決めた上で、このことを委員長として、裁判所に具申するということを確認していただきたい。

新聞社への働きかけは継続して行わないと意味がないと思うので、少しスパンの長いもので継続して行うのであれば、積極的に行うべきだと思う。

少なくとも1年くらいのスパンを考えて、何らかのコラムや記事を掲載していけばよいと思う。

相手がある話なので、裁判所に対する提案としては、何からの形で、

裁判所を取り巻く諸々のことについて継続的に取り上げてもらえるように、新聞社を中心として協議を進めるべきである、ということが、みなさんの意見であるということによろしいか。（一同異議なし）

自治体の広報誌への掲載依頼については、市報の方が生活感覚がよく出るし、市民も県政だよりよりも市報のほうをよくみるので、2回のうち1回は市報のほうに載せてもらうような働きかけができないか。

2回に1回くらいは、同じ内容でもよいので、全市町村に掲載依頼をしてはどうか。年金分割制度などは格好のテーマだと思う。

あまり細かい制度を載せてもらうのはどうかと思うが、年金分割制度のような新しい制度であれば、できたときに、県だけではなく、市や町の各自治体にあってもいいと思うので、検討はするべきだろうと思う。

自治会への市民の加入率は、鳥取市全体で74.5パーセントくらいになる。自治会に加入していなくても、10件くらいまとめて申し込みがあれば市報が行くことになり、また公民館とかスーパーなどにも置いているので、九割近くの人が市報をみていることになると思うが、残りの一割程度の人にはみていないことになる。市報に載せたとしても、一割程度の人には情報が行かないことになるので、この人たちに対する手だてを考えないといけない。新聞やホームページに載せる工夫も必要かと思う。鳥取県が取り組んでもらえれば、県下全部に行き渡るが、もっと下の市町村レベルで対応してもらったほうがありがたい。鳥取市の市報は、現在の月2回発行が4月から月1回になるので、記事の取り扱いも分量が限られ厳しくなるが、頼み方次第で、必要だということであれば取り上げてくれると思うので、申し込みをされてはどうかと思う。

裁判員制度広報を、企業経営者が集まる場や企業を訪問をして行っているとのことだが、商工会議所連合会や商工会議所でも、倉吉、米子、境港といった市部だけのようだ。郡部の企業は商工会連合会に所属して

おり、かつ町村に商工会というのがあり、そこに加入している。特に4、5月あたりには、各連合会等の総会等があるので、そういう企業が集まる場がたくさんできると思う。また、鳥取県経営者協会、中央会といった諸々の団体もある。裁判員制度は、企業経営者としても認識していくべきことであるし、対応する制度も考えないといけない時期に来ているので、だぶってもよいので、積極的に出向いて行って広報活動をしてもらいたいと思う。

インターネットのオークションなどでは、出品者の評価をする入札者の評価欄があって、評価を出すと、それに対する回答を出品者が出して、それを第三者が客観的な評価をする資料にする、ということがある。裁判所の特有の問題があり、そういうことをするのは難しいかもしれないが、例えば「利用者の声」という投書を、利用者に断った上でインターネット上に出して、それに対する裁判所の答もインターネット上に出す、ということが考えられないだろうか。そうして議論を双方向にして、かつ、市民に開かれたものにできないだろうか。オークションの発想をそのまま導入するのはどうかとも思うが、極限まで開かれた裁判所という意味では、いいのではないかと思う。

病院では、患者さんから御意見、苦情を入れる投書箱があり、回答は、大体外来近辺の、多くの人が目の触れるところにペーパーで掲示している。今の意見は、そのようなことをインターネットに載せたらどうか、ということか。

投書の内容には、匿名が多いとか、どの部署のことを言っておられるのかもはっきりしないものが多いという問題があるので、どのようにホームページに取り上げるかというのは、今ひとつはっきりしない。

ホームページに苦情を載せるのは反対。苦情の繰り返しになる場合もあって対応に困るところもある。Q & Aを載せるというのは賛成だ。病

院に来られる方は、インターネットで見て来られるという方が多い。例えば、「裁判所の利用の仕方」的な、こういうことにも使えますよ、というQ & Aを載せれば、若い人は活用ができるのではないかなと思う。インターネットの利用がとても多いので、活用しない手はないと思う。

それから、出前講義で高校を対象としたのは1件と言われたが、少ないなと思った。看護師は結構増えている。今は中学生も生活体験ということで、中学校からの要請も増えていて、年に20件くらい、高校や中学校に出掛けている。先生方に聞くと、看護師になりたいという人が何人かグループで多くなると講義を頼むとのことで、法律関係は少ないのかなと思った。

これまで、若年層を重点的にという面はあったと思う。一番効果があるのは何かということでは、法教育が一番大事だと思う。司法が身近でなかったということもあって、裁判員制度が導入され、変わりますよ、ということだが、そもそも前提として、刑事裁判とはどういうことなのかあまり理解されていないので、一番若い人、つまり小学生、中学生を的に絞って、効率的に広報とか模擬裁判をやっている。もちろん、高校生、大学生に対象としたいが、なかなか難しく、実際に来てくれるとなると小学生だ。数を増やすには、授業でやってもらえると一番いいのではないか。それから、模擬裁判で裁判員役をやったお父さんお母さんには、家で子供さんに是非伝えてくださいよ、と伝えている。

弁護士会でも、法教育は非常に重要だということで、法教育委員会という委員会を立ち上げて、模擬裁判とかルールの作り方を、ワークショップでやってもらう、ということをしている。全国各地の弁護士会でやっていて、広がりつつある。鳥取県弁護士会でも、7月の終わりに法教育のワークショップの夏休み教室をやるということになっている。法教育については、弁護士会だけということではなくて、裁判所、検察庁

にも共通の課題なので、必要に応じて協力態勢を取っていくことが必要ではないかと思う。

いろいろ御議論いただいたが、今日の議論の中で一番重要なことは、何らかの形で新聞社と協議して、裁判所の紹介をしてもらえるような、継続的な企画を立ち上げるよう努力すること、という宿題をいただいたと受け止めている。

以 上